

告 発 状

平成24年9月 日

最高検察庁 御中

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

被告発人 田 代 政 弘
(元法務総合研究所付検事)
佐 久 間 達 哉
(法務総合研究所国連研修協力部部長)
木 村 匡 良
(東京高等検察庁検事)

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記各行為は、それぞれ虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）及び同行使罪（同法第158条）を構成すると思われるので、刑事上の処罰を求めらる。

記

【告発事実】

被告発人田代政弘、同佐久間達哉、同木村匡良は、東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり、同庁が受理、あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが、平成22年2月4日、同庁が不起訴処分を行った衆議院議員小澤一郎に対する政治資金規正法違反事件に関し、東京第五検察審査会において、同不起訴処分に対して審査の申立てが行われ、起訴相当とする議決が行われたことを受けて、同庁において、同事件の再捜査の一環として、同事件の関係者である衆議院議員石川知裕の取調べを行い、その結果を、被告発人田代名義の捜査報告書として同部部長に報告するに当たり、行使の目的で、実際の作成日は平成22年5月19日であるのに、作成日が平成22年5月17日である旨同報告書に記載した上、同報告書に署名押印し、もって、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を東京第五検察審査会に送付させ、これを行使したものである。

第2 罪名及び罰条

虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪 刑法156条及び同158条

第3 告発の経緯

1 最高検報告書によれば、田代報告書が作成された経緯の概略は、以下のとおりである。

- ① 木村検事は、田代検事から平成22年5月17日のB氏に対する取調べの報告を受け、田代検事に対し、B氏が供述調書の作成に応じた経緯を具体的に分かりやすくまとめた報告書を作成するよう指示した。
- ② 田代検事は、取調べ終了後初めて報告書の作成の指示を受け、同年5月17日夕刻（同日の取調べは、午後6時ころに終了しているので、それより後ということになる）から、記憶のみを頼りにその作成を開始した。
- ③ 木村検事は、翌18日、佐久間部長に本件取調べの結果を報告し、その結果、B氏が保釈後の取調べでも供述調書の作成に応じたことは、秘書事件公判における立証上も有益であると考え、木村検事に対し、本件取調べにおいて、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書を作成するよう指示した。
- ④ 木村検事は、この指示に基づき、田代検事に対し、それも報告書に記載するよう追加の指示をした。
- ⑤ 田代検事は、かかる指示を受け、その点も含め記載し、同月19日夜までに田代報告書を完成させた。

2 上記経緯からすると、田代検事が、本件捜査報告書の作成に着手したのは、早くても5月18日であり、それが完成したのが5月19日だということになる。

ところが、同報告書の作成日付は5月17日である。

公文書の作成日は、当該文書が完成して、その内容が確定した日を意味するものであり、「何年何月何日付の文書」として当該文書の特定にも用いられるものであり、文書の特定においても極めて重要な意味を持つものである。

従って、田代報告書が報告書として完成したのが平成22年5月19日である以上、作成日を同月17日と記載することは、いかなる意味においても虚偽記載であることは明らかである。

3 しかも、この作成日についての虚偽記載の動機は極めて悪質である。

すなわち、田代報告書の作成日は実際には5月19日であるにもかかわらず、田代がこれを、敢えて5月17日と記載したのは、田代報告書が、取調べが行われた日のうちに作成されたものであるように装い、検察審査員に対し、田代の記憶が極めて鮮明なうちに作成されたものであるかのように思わせることによって、検察審査員に、実際の取調べ状況が報告書の記載どおりであったように思わせる意図によるものとしか考えられない。公文書の偽造、虚偽記載が厳しく罰せられる理由が、公文書に対する公共の信用を確保することであるところ、この作成日の虚偽記載は、まさに公文書である捜査報告書の信用性についての検察審査会の判断を誤らせようとしたものであり、極めて重大な虚偽記載だと言わざるを得ないのである。

さらに、作成日を2日遡らせていることは、最高検報告書において、田代が、上司への報告用であると考えて、田代報告書を作成したとされていることとも矛盾する。なぜなら、田代は、5月18日に出された佐久間の指示に基づいて、佐久間宛の報告書を作成しているのであるから、田代が、事実、上司たる佐久間への報告用であろうと考えていたのであれば、現実の作成日をそのまま記載するのが当然であって、あえて、作成日を5月17日に遡らせて作成日を記載する必要はどこにもないからである。

田代報告書が上司である佐久間への報告用として作成されたとすると、この作成日の虚偽記載は説明がつかないのである。

しかも、田代は、A氏事件の公判において、「5月17日の取調べの後に数日かけて作成した際、記憶の混同が生じて事実と反する内容になった。」と供述し、あいまいな記憶に基づいて田代報告書を作成したことを理由に虚偽記載の故意を否定しているが、その一方で、報告書の作成日を5月17日と記載することによって、まさに取調べ当日の鮮明な記憶に基づいて報告書を作成したように見せかけようとしている。作成日が5月17日であれば、取調べの直後で、あいまいな記憶に基づいて報告書を作成することはあり得ないのであり、報告書作成時の記憶が曖昧であったと公判廷での証言していることで、田代報告書の作成日が取調べの日の5月17日であるように虚偽の記載が行われたことが、意図的であることが一層明白になっているのである。

以上のような意味において、田代報告書における作成日の虚偽記載は、看過できない重大な違法性があるといわなければならない。

4 よって、田代に虚偽有印公文書作成・同行使罪が成立することは明らかである。

5 そして、このような作成日の虚偽記載は、上司の被告発人佐久間及び木村の指示によって行われたものと強く推認される。

最高検報告書は、検察審査会に提出された斎藤副部長名義の捜査報告書（斎藤報告書）について、佐久間自らが原案を作成したものであることを認めた上、「斎藤報告書には田代報告書が引用されているが、田代報告書に不正確な記載がなされていることを・・・佐久間部長が認識していたことを窺わせる事情はない」としているが（13頁）、田代報告書の実際の作成日が5月19日であり5月17日でないことは、5月18日に報告書の作成を指示をした佐久間が認識していたことは明らかであり、佐久間が、「田代報告書の不正確な記載を認識していなかった」とは到底言えない。

しかも、田代報告書の作成日を2日遡らせた目的は、記憶が新鮮な間に同報告書作成されたように検察審査会の審査員に思わせることだったとしか考えられないのであり、最高検報告書が認定しているように（4頁）、佐久間及び木村からの「勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書の作成をするよう指示」との指示を受けて、その点についての捜査報告書を作成したというのが田代報告書の作成経過であったとすると、そのような指示を受けただけの田代が、独断で作成日を5月17日と虚偽記載することは考えられない。

つまり、上司（田代と佐久間及びその連絡役となった木村）からの指示により、田代報告書の作成日が、実際には5月19日であるのに、5月17日であるとの虚偽記載がなされていると考えられるのである。

6 なお、当会（告発人ら）では、貴庁が行った平成24年6月27日付けの被疑者田代、佐久間及び木村に対する不起訴処分に対して、8月23日付けで検察審査会に審査申立てを行った。

本告発事実についても、同不起訴事実と公訴事実の同一性が認められるところ、小沢一郎氏に対する東京地裁判決の一審判決（本年4月26日）で示された、告発状において記載された告発事実、検察庁による1回目の不起訴処分における告発事実の要旨、検察審査会による1回目の起訴相当議決における被疑事実の要旨、検察庁による2回目の不起訴処分における告発事実の要旨のいずれにも、告発事実の要旨又は被疑事実の要旨として記載されていない事実であっても、「同年度の複数の不記載及び虚偽記入は、1個の文書の信頼を侵害するものであって、実体法上一罪の関係にあるから、公訴事実の同一性を有するものと解される」から、そのような関係にある他の事実についての各処分又は議決の効力は、そこに記載されなかった同一性を有する事実に及んでいるといえる、として、検察審査会の起訴議決は有効であるとの判断を前提とすれば、標

記告発事実のように、不起訴になった事実と公訴事実の同一性が認められる範囲の事実は、検察審査会の審査の対象になると解されることから、上記審査申立てに関して、本件告発事実を補充する審査申立て補充書を提出したところである。

同補充書に基づき、本告発事実が検察審査会の審査の対象とされるものであることを踏まえ、本告発事実について、早急に捜査を遂げた上、厳正な処分を行うことを求めるものである。

以上